# 介護付き有料老人ホーム庵原屋日和館 入居契約・指定特定施設等利用契約 重要事項説明書

2023年12月1日



# 入居契約・指定特定施設等利用契約 重要事項説明書

介護付き有料老人ホーム 庵原屋日和館の介護認定を受けたご入居者は、介護保険を利用して 介護サービスを受けていただきます。この介護付き有料老人ホームでの介護サービスを、介護 保険では「特定施設入居者生活介護」と称します。

日和館は介護サービスを提供する事業者として静岡市より指定を受けるための要件を満たし、その要点をこの説明書に掲載しました。

記入年月日	2023年12月1日	記入者名 代表取締役・施設長 鈴木敏博
消費税に ついて	税ですが、食費・管理費等の	び家賃等の住まいの費用(前払金・家賃)等は非課 の費用は課税対象で、本書では税込みにて表示して 率で記載したため、改正される場合があります。

#### 1. 事業主体概要

種類	<del>個人</del> /法人 ※法人の場合、その種類:営利法人				
名 称	有限会社 庵原屋 いはらや				
主たる事務所の所在地	〒424-0818 静岡市清水区江尻町4番41号				
連絡先	Tel.054-367-0106 Fax.054-363-6869 http://iharaya.com				
代 表 者	職名 代表取締役       氏名 鈴木敏博				
設立年月日	1948年12月1日				
主な実施事業	※別添1(別に実施する介護サービス一覧表)				

# 2. 有料老人ホーム事業の概要 (住まいの概要)

名 称	介護付き 有料老人ホーム 庵原屋日和館 いはらや ひよりかん
所 在 地	〒424-0818 静岡市清水区江尻町4番41号
主な	最寄駅より交通手段と所要時間 ①JR清水駅より徒歩12分(950m)
利用交通手段	取奇駅より交通子段と所委時間 ②静鉄新清水駅より徒歩7分 (550m)
連絡先	電話 054-367-0106 FAX 054-363-6869 https://iharaya.com/
管 理 者	職名 施設長 氏名 鈴木敏博
建物の竣工日	2006年7月1日 有料老人ホーム事業の開始日 2006年7月1日

#### (類型)

1介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)									
<del>2介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)</del> 3 <del>住宅型</del> 4 <del>健康型</del>									
1又は2に 該当する	介護保険事業者番号	特定施設入居者生活介護事業所・介護予防特定施設入居 者生活介護事業所 静岡市指定第2274201207号							
談ヨりる   場合	指定した自治体名	静岡市							
物口	事業所の指定日	2006年7月1日 指定の更新日(直近)2018年7月1日							

#### 3. 建物概要

財地面積     1004.75㎡       1事業者が自ら所有する土地       2事業者が賃借する土地       抵当権の有無     1あり 2なし       契約の自動更新     1あり 2なし       契約の自動更新     2201.32㎡ (1階の一部を除く)       耐火構造     1耐火建築物       建     2準耐火建築物       物     1事業者が自分で、地域の被災により避害を受けた建物で、地域の被災により避害者が負債する建物       事業者が自ら所有する建物       2事業者が賃借する建物       1事業者が自ら所有する建物       2事業者が賃借する建物       1事業者が自分する建物       2事業者が賃借する建物       1事業者が自分する建物       2事業者が賃借する建物       1事業者が自分する建物       2事業者が賃借する建物       1事業者が自分する建物       1事業者が自分する建物       2事業者が賃借する建物       1事業者が自分所有する建物       1事業者が自分する建物       2事業者が賃借する建物       1事業者が自分する建物       1事業者が自分する建物       1事業者が自分できる建物       1事業者が自分できる建物       1事業者が責任する建物       2年国室の分別であり、「おおり、「おおり、「おおり、「おおり、「おおり、「おおりを対します」       2年国室の分別であり、「おおり、「おおり、「おおり、「おおり、「おおり、「おおり、「おおり、「お												
土     地     2事業者が賃借する土地       妊尿面積     妊尿面積     全体     2682.96㎡ (地上6階建)       建床面積     全体     2682.96㎡ (地上6階建)           すり、表し、これの自動更新         1あり 2な01.32㎡ (1階の一部を除く)           耐火構造         1両大建築物 2準耐火建築物 3その他()           建備         者を館内に受け入れることに、ご理解とご協力をお願いします。           物         1事業者が自ら所有する建物           2事業者が賃借する建物         1あり 2なし           大宮		敷地面積 1004.75㎡										
地   所有関係			1事業者が自ら所有する土地									
契約期間   1あり (2005年7月1日~2035年6月30日) 2-なし   契約の自動更新   1あり   2なし   2682.96㎡ (地上6階建)   うち、老人ホーム部分   2201.32㎡ (1階の一部を除く)   耐火構造   1耐火建築物   2準耐火建築物   3その他( )	土		2事業者が賃	借する土地	也							
契約期間	   <del>th</del>	所有関係	抵当権の	有無 1 2	あり <del>2なし</del>							
延床面積全体 うち、老人ホーム部分 記載の大構造 開火構造 			契約期	間 1 2	あり(2005年7	月1日~2035	年6月30日)	<del>2なし</del>				
連体回標うち、老人ホーム部分2201.32㎡ (1階の一部を除く)耐火構造1耐火建築物2準耐火建築物3その他( )構造1鉄筋コンクリート造2鉄骨造3未造4その他( )物静岡市より津波避難ビルの指定を受けた建物で、地域の被災により避害者を館内に受け入れることに、ご理解とご協力をお願いします。事業者が自ら所有する建物2事業者が賃借する建物経事業者が賃借する建物1あり 2なし契約期間1あり (年月日~年月日) 2なし契約の自動更新1あり (年月日~年月日) 2なし財産室1を室個室2なし大居室区分1全室個室2なし大田優室18㎡50介護居室個室共用便所における便房5ヶ所共用後室5ヶ所大田後室5ヶ所共用浴室6ヶ所			契約の自動	契約の自動更新 lあり <del>2なし</del>								
対域		延庆而積 全体 2682.96㎡ (地上6階建)										
構造     1鉄筋コンクリート造     2鉄骨造     3木造     4その他()       物     事業者が自市より津波避難ビルの指定を受けた建物で、地域の被災により避済を館内に受け入れることに、ご理解とご協力をお願いします。       物     事業者が自ら所有する建物       東海期間     1あり 2なし       契約期間     1あり (年月日~年月日) 2 なし       契約の自動更新     1あり 2なし       大屋     居室区分 1全室個室     2相部屋あり       大屋     自住様     有無有無     18㎡     50     介護居室個室       共用便所における便房     5ヶ所       共用便所における便房     5ヶ所       もおいます       大田     1番号等の対応が可な便房     5ヶ所       もおいます     1番号等の対応が能な便房     5ヶ所       もおいます     1番号等の対応が能な便房     5ヶ所       もおいます     1番号等の対応が能な便房     5ヶ所		<b>些</b> 床面積	うち、老人は	トーム部分	2201.	32㎡(1階の-	一部を除く)					
建     備 考     静岡市より津波避難ビルの指定を受けた建物で、地域の被災により避済者を館内に受け入れることに、ご理解とご協力をお願いします。       物     1事業者が自ら所有する建物       2事業者が賃借する建物       2事業者が賃借する建物       契約期間     1あり 2なし       契約の自動更新     1あり (年月日~年月日) 2なし       契約の自動更新     1あり 2なし       大室     1を室個室       2相部屋あり       全居室     トイレ 浴室     面積     室数     区分※       同仕様     有無     18㎡     50     介護居室個室       共用便所における便房     5ヶ所       もおり     5ヶ所       うち男女別の対応が可な便房     0ヶ所       うち車椅子等の対応が能な便房     5ヶ所       もおり     5ヶ所       18㎡     50     分方       5ヶ所     5ヶ所       18㎡     50       18㎡     5ヶ所       18㎡     50       18㎡     50       18㎡     50 <tr< td=""><td></td><td>耐火構造</td><td>1耐火建築物</td><td>勿 <del>2</del></td><td>準耐火建築物</td><td><del>3その</del>他</td><td>1 ( )</td><td></td></tr<>		耐火構造	1耐火建築物	勿 <del>2</del>	準耐火建築物	<del>3その</del> 他	1 ( )					
物     1事業者が自ら所有する建物       所有関係     抵当権の設定     1あり 2なし           大月室の         居室区分 1全室個室         2相部屋あり           大月室の日仕様         1を室個室         2相部屋あり           全居室同仕様         トイレ 浴室 面積 室数 区分※           有無有無有無 18㎡         50 介護居室個室           共用便所における便房         5ヶ所           共用便所における便房         5ヶ所           共用浴室         6ヶ所           大田後室         5ヶ所           地間室         5ヶ所           大田浴室         6ヶ所		構造	<del>1鉄筋コン:</del>	クリート説	き 2鉄骨造	3木造	<del>4その他(</del>	<del>)</del>				
物     1事業者が自ら所有する建物       所有関係     抵当権の設定     1あり 2なし           大月         正室区分         1を室個室         2相部屋あり           大月         全居室 同仕様         トイレ 浴室 面積 室数 区分※ 百 無 有 無 18㎡ 50 介護居室個室           共用便所における便房         5ヶ所           共用便所における便房         5ヶ所           共用後室         6ヶ所           地間室         5ヶ所           共用浴室         6ヶ所	建	/# <del>1</del> X	静岡市より	津波避難	ビルの指定を	受けた建物で、	地域の被災	<b>炎により避難</b>				
1事業者が目標する建物       所有関係     抵当権の設定     1あり 2なし       契約期間     1あり (年月日~年月日) 2なし       契約の自動更新     1あり 2なし       大居	-	佣考	者を館内に	受け入れ	ることに、ご理	理解とご協力	をお願いしる	ます。				
所有関係     抵当権の設定     1あり 2なし       契約期間     1あり (年月日~年月日) 2なし       契約の自動更新     1あり 2なし       居室区分     1全室個室     2相部屋あり       全居室 同仕様     トイレ 浴室 面積 室数 区分※       同仕様     有無有無有無 18㎡ 50 介護居室個室       共用便所における便房     5ヶ所 うち男女別の対応が可な便房 うち所       共用後室     6ヶ所 個室	物		1事業者が自	ら所有す	る建物							
契約期間     1あり(年月日~年月日)2なし       契約の自動更新     1あり 2なし       居室区分     1全室個室     2相部屋あり       大宮の     全居室 同仕様     トイレ 浴室 面積 室数 区分※ 百仕様       有無     有無     18㎡     50 介護居室個室       共用便所における便房     5ヶ所 うち男女別の対応が可な便房 うち男女別の対応が可な便房     0ヶ所 うち車椅子等の対応が能な便房       共用浴室     個室     5ヶ所			2事業者が賃	2事業者が賃借する建物								
契約の自動更新     1あり     2なし       大居 沢室     日全室個室     2相部屋あり 公園室       大日 沢室     全居室 同仕様     トイレ 有無有無有無     部量     区分※ 50       共用便所における便房     5ヶ所 うち事椅子等の対応が可な便房     0ヶ所 うち事椅子等の対応が能な便房       共用浴室     個室     5ヶ所		所有関係	抵当権0	D設定								
居室区分     1全室個室     2相部屋あり       文居室 同仕様     トイレ     浴室     面積     室数     区分※       有無     有無     18㎡     50     介護居室個室       共用便所における便房     5ヶ所     うち男女別の対応が可な便房     0ヶ所       うち車椅子等の対応が能な便房     5ヶ所       共用浴室     6ヶ所			契約期間		1あり(年月日~年月日)2なし							
状室     全居室     トイレ     浴室     面積     室数     区分※       同仕様     有無     有無     18㎡     50     介護居室個室       共用便所における便房     5ヶ所     うち男女別の対応が可な便房     0ヶ所       うち車椅子等の対応が能な便房     5ヶ所       共用浴室     6ヶ所			契約の自	動更新	1あり 2	2なし						
共用便所における便房     5ヶ所       共用浴室     5ヶ所       18M     50       うち男女別の対応が可な便房     0ヶ所       うち車椅子等の対応が能な便房     5ヶ所       世紀     5ヶ所	」、居	居室区分	l全室個室	<del>2</del> 朴	<del>部屋あり</del>							
共用便所における便房     5ヶ所       共用浴室     5ヶ所       18M     50       うち男女別の対応が可な便房     0ヶ所       うち車椅子等の対応が能な便房     5ヶ所       世紀     5ヶ所	次室	全居室	トイレ									
共用使所における使房     5ヶ所       うち車椅子等の対応が能な便房     5ヶ所       共用浴室     6ヶ所	(0,0)	同任禄	有 無	有 無	18m²	50	介護居室伽	固室				
3		出田価部に	おける価臣	도 스 큐드	うち男女別の対応が可な便房 0ヶ所			0ヶ所				
共用浴室   bケ所   100mm		八八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八		37 71	うち車椅子等の対応が能な便房 5ヶ			5ヶ所				
共用     大浴場       1ヶ所       共用浴室における介護浴槽     1ヶ所       ストレッチャー浴     1ヶ所		共用浴室		6 左 配	個室			5ヶ所				
用 共用浴室における介護浴槽 $1_{r}$ 所 ストレッチャー浴 $1_{r}$ 所	共			, , ,	大浴場 1ヶ所			1ヶ所				
	用無	共用浴室における介護浴槽 1ヶ所			ストレッチャ	一浴		1ヶ所				
	設				1あり <del>2なし</del>							
入居者や家族が利用できる調理設備 1あり <del>2なし</del>		入居者や家族が	が利用できる記	周理設備	1あり <del>2なし</del>							
エレベーター 1あり(車椅子対応)2あり(ストレッチャー対応)		エレベーター			1あり(車椅子対応)2あり(ストレッチャー対応)							
<del>3あり(上記1・2に該当しない)</del> 4 <del>なし</del>	3あり(上記1・2に該当しない)											
<sub>設消</sub> 消火器 1あり <del>2なし</del> スプリンクラー 1あり <del>2なし</del>	設消	消火暑	計 1あ	り <del>2な</del>	し ス	プリンクラー	1あり	2なし				
設消     消火器     1あり     2なし     スプリンクラー     1あり     2なし       備防     自動火災報知設備     1あり     2なし     防火管理者     1あり     2なし       等用     火災涌報設備     1あり     2なし     防災計画     1あり     2なし	<b>確防</b>	自動火災報	知設備 1あ	<i>i)</i> 2 7	<del>}</del>	防火管理者	1あり	<del>2なし</del>				
7(7)(22)(KIK)(III)	等用	7 (7 (2 1 )				*****	<u> </u>	<del>2なし</del>				
その他 応接間・洗濯室・機能訓練室・デッキ・来訪者駐車場・防災倉庫	その											

# 4. サービスの内容

(全体の方針) 軍

- 介護付き有料老人ホーム庵原屋日和館は、人生をリタイアするための場所ではありません。介護が必要になっても、自由で楽しく暮らすための空間です。
- 窓から望む秀峰・富士、人情味あふれる商店街、側を流れる巴川のせせらぎ、こんな立地環境は街中でも四季の移ろいを感じ、毎日の暮らしが潤いに満ちたものであって欲しいから。
- そして、サービスの基本は、"料亭の味わい"と"おもてなしの心"。それは江尻 の宿の時代から続いてきた老舗割烹「庵原屋」から受け継がれたものです。四季 折々の美しいロケーションと、お客様をお迎えする"おもてなしの心"で、あなた の楽しいスローライフを応援いたします。

● お歳と共に体の衰えが日常生活に影響した時、それを支えるのが介護であり介護職員が直接担います。ご入居され共同生活を送っていても、ご入居者の生活リズムに合わせた介護が、ご入居者の尊厳と個性を大切にしたいと考えます。そのため介護職員は、制度で定められた人数を上回る配置を行い、介護福祉士等の有資格者を多数配置し、知識と技術が日常の介護サービスに反映させています。

関する特色 サービスの提供内容に

安全で快適な環境

館内だけでなく施設周囲の商店街も、安全で歩きやすい歩道等の整備がされています。またゆとりある生活を送ることができるよう、ダイニング等各所に、広い共有の空間を設けました。

#### 美味しい食事

日和館は元々100年以上の歴史を誇る料亭でした。その DNA を引継ぎ、料理に定評ある老人ホームとして、これまでも様々な報道で掲載いただきました。四季折々の素材の風味や旨味を活かし、旬のお料理をご提供させていただいております。そのために建物の設計の段階から、出来立てのお料理を素早くご提供できるよう、厨房の位置とレイアウトに工夫しました。

入浴、排せつ又は食事の介護	1自ら実施 <del>2委託 3なし</del>
食事の提供	1自ら実施 <del>2委託 3なし</del>
洗濯、掃除等の家事の供与	1自ら実施 <del>2委託 3なし</del>
健康管理の供与	1自ら実施 <del>2委託 3なし</del>
安否確認又は状況把握サービス	1自ら実施 <del>2委託 3なし</del>
生活相談サービス	1自ら実施 <del>2委託 3なし</del>

#### (医療連携の内容)

医療支援			1 救急車の手配 2 入退院の付き添い 3 通院介助
			4 その他(入院中のお見舞い・入退院時の連携)
		名称	吉永医院
		住所	静岡市清水区江尻東1丁目1-38
	1	診療科目	内科
	1		● ご入居者の健康相談、診療、治療に協力する
協力医療機関		協力内容	● その他、医療上必要と認める事項(医療費その他の費用はご入居者の 自己負担)
	2	名称	静岡市立清水病院
		住所	静岡市清水区宮加三 1231
		診療科目	内科・循環器内科・外科・眼科・病理診断科・血管外科・脳神経外科・呼吸器内科・神経内科・糖尿内科・口腔外科・産婦人科・腎臓内科・小児科・救急センター・耳鼻いんこう科・皮膚科・消化器内科・整形外科・泌尿器科・リハビリテーション科,技術科・放射線治療科,放射線診断科・呼吸器外科・麻酔科・乳腺外科・血液内科・精神科・形成外科
		協力内容	<ul> <li>ご入居者の健康相談、診療、治療に協力する</li> <li>ご入居者が診断の結果、入院治療等必要な場合は、ご入居者の同意を得て、原則として清水病院への入院を支援する</li> <li>その他、医療上必要と認める事項(医療費その他の費用はご入居者の自己負担)</li> </ul>

		 名称	桜ヶ丘病院					
		 住所	静岡市清水区桜が丘町 13 - 23					
	3	診療科目	内科・外科・整形外科・泌尿器科・眼科・歯科口腔外科・甲状腺科・放射線科・糖尿病センター					
		協力内容	● ご入居者の健康相談、診療、治療に協力する ● ご入居者が診断の結果、入院治療等必要な場合は、ご入居者の同意を 得て、原則として桜ヶ丘総合病院への入院を支援する					
			● その他、医療上必要と認める事項(医療費その他の費用はご入居者の 自己負担)					
		名称	清水厚生病院					
		住所	静岡市清水区庵原町 578-1					
	4	診療科目	内科・小児科・消化器外科,乳腺外科・整形外科,リウマチ科・脳神経外 科・皮膚科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・婦人科・眼科					
		協力内容	<ul><li>● 平常診察時間内にご入居者の病気急変等が生じた場合、その申出により、清水厚生病院はできる限り協力する</li><li>● 上記時間外の対処は、清水区の救急体制に従う</li><li>● その他、医療上必要と認める事項 (医療費その他の費用はご入居者</li></ul>					
			の自己負担)					
		名称	つかはら歯科医院					
	1	住所	静岡市清水区下野西 3-20					
協力歯科医		協力内容	<ul> <li>ご入居者の歯科の健康相談、受診、治療に協力する</li> <li>ご入居者が診断の結果、入院治療が必要な場合には、ご入居者の同意を得て、入院への適切な支援を行う</li> <li>その他、医療上必要と認める事項(医療費その他の費用はご入居者の自己負担)</li> </ul>					
科    医		 名称	朝浪歯科医院					
□療機関 		 住所	静岡市清水区入江 1-8-28					
	2	協力内容	<ul> <li>ご入居者の歯科の健康相談、受診、治療に協力する</li> <li>ご入居者が診断の結果、入院治療が必要な場合には、ご入居者の同意を得て、入院への適切な支援を行う</li> <li>その他、医療上必要と認める事項(医療費その他の費用はご入居者の自己負担)</li> </ul>					

# (入居後に居室の住み替え等を行う場合)

入居後に居室の住み 替え等を行う場合	<del>1一時介護室へ移る場合</del> 2他の居室へ移る場合 <del>3提携有料老人ホーム</del> <del>へ移る場合 4契約を解除する場合 5その他( )</del>
判断基準の内容	事業者は、ご入居に対してより適切な介護等を提供するために必要と判断する場合には、本契約に基づくサービスの提供場所を目的施設内において変更する場合があります。
手続きの内容	1 事業者の指定する医師の意見を聴く 2 緊急やむをえない場合を除いて一定の観察期間を設ける 3 住み替え後の居室及び介護等の内容、住み替え後の権利の内容、費用 負担の増減等について、ご入居者及び身元引受人等に説明を行う 4 ご入居者及び身元引受人等の同意を得る
追加的費用の有無	<del>1あり</del> 2なし

#### 居室利用権の 取扱い

住み替え前の居室の利用権は、新たな居室に移動します。 この場合、前払金・入居月数・償却月数等は継続し、増減を行いません。 但し、これまでの居室の明け渡し及び原状回復については、入居契約書 (前払方式)第32条或いは入居契約書(月払方式)第31条(明け渡し及び原状回復)を適用します。

	I				
前払金償却の	D調整の有無	<del>1あり</del>	2なし		
従前の居室との 仕様の変更	面積の増減	<del>1あり</del>	2なし	洗面所の変更	<del>1あり</del> 2なし
	便所の変更	<del>1あり</del>	2なし	台所の変更	<del>1あり</del> 2なし
	浴室の変更	<del>1あり</del>	2なし		
	その他の変更	1あり <del>2な</del>	<del>し</del> (変	更内容)居室の階	の変更もあります

#### (入居に関する要件)

	女口/							
入居対象とな	自立し	ている者	1あり	<del>2なし</del>				
る者	要支	援の者	1あり	<del>2なし</del>	要介護の者	1あり	<del>2なし</del>	
留意事項	<ul> <li>【入居の条件】</li> <li>● 概ね 65 歳以上で共同生活が円満にできる方</li> <li>● 連帯保証人及び身元引受人を1名定めること</li> <li>【連帯保証人及び身元引受人の条件・義務等】</li> <li>● 身元引受人は、ご入居者・事業者の相談を受けることが可能な方で、入居契約が解除された場合、ご入居者を引き取ることになります。</li> <li>● 連帯保証人はご入居者と連帯して、本契約から生じるご入居者の金銭債務を履行する責任を負うものとします。</li> <li>● 連帯保証人の負担は、入居契約書に記載する極度額を限度とします。</li> <li>● 連帯保証人及び身元引受人は、それぞれを兼ねることができます。</li> </ul>							
契約の解除の 内容	<ul> <li>ご入居者が逝去された場合</li> <li>ご入居者から契約解約が行われた場合         ご入居者は、事業に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは、事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。</li> <li>入居者からの解約予告期間 30日</li> </ul>							
<ul> <li>→ 入居申込書に虚偽の事項を記載する等不正手段により入居したとき。</li> <li>● 月払いの利用料その他の支払を2ヶ月以上滞納し、再三の催促にも支いの無いとき。</li> <li>● 入居契約書(前払方式或いは月払方式)第3条第4項及び第21条の類又は制限される行為の規程に違反したとき。</li> <li>● ご入居者の行動が、自傷又は他のご入居者或いは職員の生命、身体又財産に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有老人ホームにおける善良なる管理者の注意と介護方法及び接遇方法でこれを防止することができないとき、等。</li> </ul>						こも支払 条の禁止 身体又は いつ有料		
		解約予告期	90日					
体験入居の		1あり 1	日3,300円	1(最長6泊	7日まで、食事代別	) 2	<del>なし</del>	
入居定		50名			A second			
その他 身元引受人が設定できない場合はご相談ください								

### 5. 職員体制 【冒頭に記した記入日現在】

職種別の職	崩	常勤換算人数				
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	合計	常勤	非常勤	*	1	
管理者	1	1		1.0	<b>※</b> 2	
生活相談	2	1	1	1.5	<b>※</b> 3	
古拉加、用磁导	介護職員	21	16	5	20.1	
直接処遇職員         看護職員		2	2		2.0	
機能訓練指	2	1	1	1.8		
計画作成担	1		1	0.5	<b>※</b> 3	
管理栄養	1	1		1.0		
調理員	7	4	3	6.3		
事務員	2	2		2.0		
その他職	4		4	2.8		
1週間	のうち、常勤の	従業者が勤務で	すべき時間数		40時	間

<sup>※1</sup> 常勤換算人数とは、事業所の従業者の勤務延時間数を事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

- ※2 代表取締役と兼務
- ※3 生活相談員と計画作成担当者の兼務

資格を有している 介護職員の人数	合計	常勤	非常勤	資格を有している機能 訓練指導員の人数	合計	常勤	非常勤
社会福祉士				看護師又は准看護師			
介護福祉士	17	13	4	理学療法士			
実務者研修の修了者	1	1		作業療法士			
初任者研修・ホーム	3	9	1	言語聴覚士			
ヘルパー2級の修了者	ა	۷	1	柔道整復士			
介護支援専門員	1		1	あん摩マッサージ指圧師	2	2	

夜勤を行う看護	・介護職員の人数	夜勤帯の設定時間(21時~7時)
	平均人数	最少時人数(休憩者等を除く)
看護職員	0名	0名
介護職員 2名		1名

#### (特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居	契約の上職員配置比率	1.5:1以上	<del>2:1以上</del>	2.5:1以上	<del>3:1以上</del>
者生活介護等	制度では「3:1」以上が	求められ、定員	50名に対し	17名以上の職	員が必要に
の利用者に対	なります。日和館は「2.	5:1」の職員20	)名以上の、	余裕の体制に	なります。
する看護・介	実際の配置比率(記入日	時点での利用者	数:常勤換	算職員数)	2.1:1
護職員の割合	ご入居者46名÷介護・看	護職常勤換算22	.3名=2.1名	1	

#### (職員の状況)

66 TH -4	他の職務との兼務	1あり	(代表取締役) 2なし	
管理者	業務に係る資格等	1あり	資格等の名称 社会福祉士	<del>2なし</del>

		前年度	1 年間	1年間 業務に従事した経験年数に応じた職員の人数			の人数	
	(名)	採用	退職	1年未満	1~3年	3~5年	5~10年	10 年以上
<b>手</b> 灌聯呂	常勤							2
看護職員	非常勤							
人 <b>苯</b> 聯 吕	常勤	2	3	1	2	1	7	5
介護職員	非常勤				1	1	1	2
<b>上江扫</b> 秋月	常勤							1.5
生活相談員	非常勤							
機能訓練	常勤							
指導員	非常勤							
計画作成 担当者	常勤							0.5
	非常勤							

# 6. 利用料金(利用料金の支払い方法) (▲消費税対象外 ◆消費税込)

居住の権利	形態 1	利用権	產方式 <del>2建物賃貸借方式 3終身建物賃貸借方式</del>				
利用料金の支払い方法		<del>全額前</del> 選択方	所 <del>払い方式 2一部前払い・一部月払い方式 3月払い方式</del> 可式 <del>1全額前払い方式</del> 2一部前払い・一部月払い方式 3月払い方式				
年齢に応じた金額設定			<del>1あり</del> 2なし				
要介護状態	に応じた	金額語	設定 <del>1あり</del> 2なし				
入院等による	る不在時	におり	tる 1減額なし <del>2日割り計算で減額</del>				
月払い利用料	料金の取	扱い	3不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額				
		<b>4</b>	日和館の所在する地域の自治体が発表する、消費者物価指数及び 職員の人件費等を勘案し、利用料を改定する場合があります。				
利用料金			料金の改定にあたっては、運営懇談会の意見を聴いたうえで改定				
の改定	手続	*	することがあります。				
	一一沙山	ا	2 改定にあたっては事業者は、ご入居者及び身元引受人等へ事前に	<u>ح</u>			
			通知します。				

#### (利用料金のプラン)

(14) 411	(13)13(1並2) (7 )					
			前払契約 料金	月払契約 料金		
	入居者の状況	要介護度要支援又は要介護				
	八百石砂机机	年齢	65 <sub>л</sub>	<b></b>		
		床面積		18m²		
	居室の状況	便所	1有	ī <del>2無</del>		
	店至の状況	浴室	<del>1有</del> 2無			
		台所	<del>1有</del> 2無			
入局	<b>宮時点で必要な費用</b>	前払金▲	500万円	0円		
月額費	用の合計					
	家賃▲	0円	75,000円			
サール	特定施設入居者生 (別途、介護保険利用		0円	0円		
用ビス	Λ <b>## /</b> □ I/Δ h	食費◆	84,300円	84,300円		
ス 費	介護保険外	 管理費 <b>◆</b>	110,000円	110,000円		

介護費用	0円	0円
その他	都度払いサービスを	有 別添2

### \_\_\_\_ (利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠			
家賃	算定根拠は前払金に準ずる。			
敷金	なし			
介護費用	なし (介護保険サービスの利用者負担は含まない。)			
管理費	事務管理部門の人件費・事務費、ご入居者に対する日常生活支援サービス提供の			
日生具	ための人件費・事務費、目的施設の維持管理費です。			
食費	厨房維持、人件費等の諸経費、食材費に基づく費用で、喫食数により次の単価に			
及貝	て精算します。 1 食当り 朝食 700 円 昼食 850 円 夕食 1,260 円			
光熱水費	管理費に含む			
利用者の個	別的な選択による別添2(個別選択による介護サービス一覧表)の他、居室に設			
サービス利	用料 置したテレビ等の NHK 受信料及び衛星放送受信料、新聞代等			
その他のサ	ービス利用料▲ 自立の方は生活支援費 62,300 円 (月額)			

(介護保険サービスについて) 特定施設入居者生活介護等に関する利用料金の算定根拠

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護等	基本報酬と加算(減算)費用の合計に対し、「介護保険負担割合
に対する自己負担	証」に記載の割合(1~3割)を、ご負担願います。
特定施設入居者生活介護等	制度ではご入居者と介護・看護職員の人数配置率は3:1に決め
における人員配置が手厚い	られており、日和館は2.5:1の手厚い配置ですが、費用のご負
場合の介護サービス(上乗	担はありません。人員配置率(2.5:1)とは 5 名の入居者に対
せサービス)	し、2名の介護・看護職員の配置を示します。
生活支援費	要介護等の認定の非該当或いは自立者5名に対し、介護職員を1
土伯文版員	名配置して介護等を行うための費用です。
	介護保険サービス提供事業所への介護報酬が、事業所の所在す
	る地域の物価等に考慮するため、全国で平均的な費用の額を勘
地域区分単価	案して設けられた区分で、介護報酬の地域格差をなくすために
	設けられたものです。静岡市は 6 級地で、特定施設入居者生活
	介護の単位当たりの単価は 10.27 円です。

#### (介護保険 基本報酬の単位)

()   H><		·— /					
介護度	要支	援			要介護		
刀設及	1	2	1	2	3	4	5
単位/日	182	311	538	604	674	738	807
単位/30 日	5,460	9,330	16, 140	18, 120	20, 220	22, 140	24, 210

### (加算・減算の概要と単位)

加算名称	加算名称							
単位数	種別	対象者	概要					
個別機能訓練加算 ( I )								
12 単位/日	個別 加算	要支援要介護	常勤専従の作業療法士等が、必要な利用者ごとに目標・実施方法・評価等を含む個別機能訓練計画に基づいて個別機能訓練を 行うための個別加算です。					
個別機能訓練加算 (Ⅱ)								
20 単位/月	個別 加算	要支援 要介護	個別機能訓練加算(I)に加えて、個別機能訓練計画等の内容 をシステムに登録することで、更なる機能訓練の有効な実施に					

加算名称	1手口rl	计在土			HIL 1997
単位数	種別	対象者	概要 むけて必要な情報の活用を行う個別加算です。		
<b>尤眼毛滋</b> 从侧	中存在	1 1 1 1 1 1	30 CX	分安心	は情報の沿用を打り個別加昇です。
夜間看護体制力	<b>□异</b> □		去胆心則	<b>⊽ Æ</b> π	キャングッグ サウングログ 田田 と 行さず か と ・ナンコ
10 単位/日	体制 加算	要介護	ール体制	『や』	寺における対応や適切な処置を行うために、オンコ E看護師の配置など看護体制を整備している事業 D体制加算です。
看取り介護加算	<b>氧(I)</b>				
死亡日45日~	31日前	72 単位/	目		医師が回復の見込がないと判断したご利用者に
死亡日30日~	4日前	144 単位/	日個別	要	対して、人生の最期の時までその人らしさを維持
死亡日前々日、	前日6	80 単位/日		介	できるように、ご利用者やご家族の意思を尊重し
死亡日:1,280	単位/6	∃		護	て、医師、看護師、看護・介護職員等が連携を保 ちながら看取りをする場合に算定する加算です。
サービス提供体	本制強イ	L加算(I	)	<u> </u>	
3,20,11	1 11-3 31			くの复	質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する
22 単位/日	体制 加算	要支援 要介護	観点から	ら、 / 止士	r護福祉士資格者 70%以上又は、勤続 10 年以上の 25%以上の割合で働いている事業所に対し算定さ
退院・退所時連携加算					
30 単位/日 (最大 30 日 間)	個別 加算	要介護	での生活	fがF ごきる	こ直接介護付きホームに入居する利用者が、ホーム 円滑に送れるように病院等と連携・調整を行うこと る加算です。入居者が 31 日以上入院した場合も算
口腔・栄養スク	ゥリーニ フリーニ	ニング加算	Į		
20 単位/回 (6 ヶ月に 1 回 を限度)	個別 加算	要支援 要介護	7. 120 1772		が実施可能な口腔スクリーニングを、栄養スクリー る取組・評価と一体的に行った場合を評価する加算
ADL維持等力	算				
(Ⅰ)30 単位 (Ⅱ)60 単位/月	体 体 加 第	<b>三 四</b> 4 7 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	<b>養</b> 常生》	舌動⁄	・重度化防止の観点から、一定期間内に、ADL(日 作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超え 算定可能な個別加算です。
科学的介護推過	進体制力				
40 単位/月	体制加算	要支援要介護	介護保険い、「フ	えのう イー	な自立支援・重度化防止につなげることを目的に、 データベース「LIFE」に「利用者の情報提供」を行 - ドバックを活用」することで、エビデンスにもと ト護を行う加算です。
身体拘束廃止え	卡実施派	載算			
△10%	体制減算	要支援 要介護	した会請	義録等	テった際の一連の経過や身体拘束の妥当性を検討 等の未整備、或いは身体拘束を未然に防ぐための取 った場合に減算となります。
看護・介護職員	夏の人員	基準欠如	!		
△30%	体制減算	要支援要介護	えて減り	ゝしタ	ご必要とされる看護・介護職の職員数から一割を超 と場合に、その翌月から人員基準欠如が解消される まで減算されます。
	•				等特定処遇改善加算」及び「ベースアップ等支援 将来にわたり安定して介護職員を確保するために

用いられます。

加算名称			
単位数	種別	対象者	概要
介護職員処遇改善加算(I)		加算(I)	月間の単位合計×特定施設加算率 (8.2%)
介護職員等特定処遇改善加算(I)		文善加算(I)	月間の単位合計×特定施設加算率(1.8%)
ベースアップ等支援加算			月間の単位合計×特定施設加算率 (1.5%)

#### (毎月の介護保険自己負担額) 月30日にて算出

介護度		要支	支援	要介護					
		1	2	1	2	3	4	5	
	基	本単位	5,460	9,330	16, 140	18, 120	20,220	22, 140	24, 210
	個別機	能訓練(I)	360	360	360	360	360	360	360
加算	個別機	能訓練(Ⅱ)	20	20	20	20	20	20	20
	夜間	司看護体制			300	300	300	300	300
(単価)	サービス携	是供体制強化(I)	660	660	660	660	660	660	660
	<sup>   </sup>   科学的介護推進体制		40	40	40	40	40	40	40
	小計		6,540	10,410	17,520	19,500	21,600	23,520	25,590
	介護職員処遇改善(I)		536	854	1,437	1,599	1,771	1,929	2,098
加算	介護職員等特定処遇改善(I)		118	187	315	351	389	423	461
31	デースアップ等支援 ベースアップ等支援		98	156	263	293	324	353	384
	単位	位合計	7,292	11,607	19,535	21,743	24,084	26, 225	28,533
	地	域単価	10.27			10. 27			
金額		74,890	119,205	200,622	223, 295	247, 343	269,329	293,032	
7.1	1 割負担		7,488	11,920	20,062	22, 329	24,734	26,932	29,303
	用者負担 既算月額	2割負担	14,977	23,841	40,124	44,659	49,468	53,865	58,606
113/	4开7份	3割負担	22,466	35,761	60,186	66,988	74, 202	80,798	87,909

### (前払契約の概算月額:管理費+食費+介護保険自己負担)

介護度	要支援		要支援       要介護				
月 设文	1	2	1	2	3	4	5
1割負担	201,788	206, 220	214, 362	216,629	219,034	221, 232	223,603
2割負担	209, 277	218, 141	234, 424	238, 959	243, 768	248, 165	252, 906
3割負担	216,766	230,061	254, 486	261,288	268, 502	275,098	282, 209

### (月払契約の概算月額:家賃相当額+管理費+食費+介護保険自己負担)

介護度	要支援		要支援         要介護					
月 吱皮	1	2	1	2	3	4	5	
1割負担	276, 788	281, 220	289, 362	291,629	294, 034	296, 232	298,603	
2割負担	284, 277	293, 141	309, 424	313, 959	318, 768	323, 165	327, 906	
3割負担	291,766	305,061	329, 486	336, 288	343, 502	350,098	357, 209	

### (前払金の受領)

算定根拠	
使途	前払金は、目的施設(居室及び共用施設)を終身にわたって利用するための、 家賃の一部に充当します。老人福祉法第29条第6項において受領が禁止され ている、権利金又は対価性のない金品に該当しません。
内訳	事業費(施設の開発費・土地の賃借料・建築費・大規模修繕等修繕費・借入利息・管理事務費等)
算定根拠	前払金の算定の詳細は、入居契約書(前払方式)「別紙 1 前払金算定根拠」

	をご参照ください。				
前	払金▲		500 万円		
想定居住期間(償却年月数) 72ヶ月(6			72ヶ月(6年)		
償	却の開始日		入居日の翌日		
想	定居住期間を超え	て契約が継続する場合に備えて受領する額:初期償却額	110 万円		
初期	期償却率		22%		
返還金の算定方法	入居後3月以 内の契約終了 (短期解約特 例) 入居後3月を超	1日当たり利用料 前払金(500万)×78%(均等償却部分の割合)÷ 月数)÷30=1806円/日 返還金額 返還金=前払金500万円-1806円×入居日の翌日 までの実日数 次の計算式により返還金を算出します。	から契約終了時		
えた契約終了		前払金(500万)×78%(均等償却部分の割合)÷ ×契約終了日から償却期間満了日までの日数	- 償却期間の日数		
計払金の保全先1 連帯保証を行う銀行等の名称 3 保証保険を行う保険会社の名称 3 保証保険を行う保険会社の名称 4 全国有料老人ホーム協会 5 その					
(公社)全国有料 老人ホーム協会 (以下「有老 協」)入居者生活 保証制度について		返還額(500万 施設の全入居者 は 100万円を保			

# 7. 入居者の状況 (入居者の人数) 【冒頭に記した記入日現在】

性別	男性	10名
生力」	女性	31名
	更新中	0名
	要支援 1	3名
	要支援2	4名
要介護	要介護 1	12名
度別	要介護2	9名
	要介護3	3名
	要介護4	9名
	要介護 5	1名

	安川 茂 )	1 石
(前年度には	3ける退去者	の状況)

	自宅等	1人
가다 수 부터를	社会福祉施設	1人
退去先別 の人数	医療機関	2人
	ご逝去	5人
	その他	0人

	65 歳未満	0名	85~89歳	7名
	65~69 歳	0名	90~94歳	14名
年齢別	70~74 歳	0名	95~99 歳	13名
	75~79 歳	3名	100 歳以上	1名
	80~84 歳	3名	平均	91.2歳
	1年未満	8名	5~10年	8名
入居	1~3年	14名	10~15年	1名
期間別	3~5年	9名	15 年以上	1名
	合計			41名
入居率	入居率(入居人数÷定員) 82%			

	施設側の申出	0人
U- <del>24</del> A∏√A		4人
生削解初の状況	前解約 D状況 申出	(解約事由) ● 特養の順番待ち ● 延命処置を希望

# 8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

1	窓口の名称	苦情解決責任者:鈴木和佳子 苦情解決担当者:漣 勝彦
1	電話/対応日時	$054-367-0106$ $9:00\sim17:00$
2	窓口の名称	公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
	電話/対応日時	03-3548-1077 平日のみ 10:00~17:00
2	窓口の名称	静岡県国民健康保険団体連合会
3	電話/対応日時	054-253-5590(苦情専用) 平日のみ 9:00~17:00
1	窓口の名称	静岡市介護保険課総務係
4	電話/対応日時	054-221-1202 平日のみ 8:30~17:15
5	窓口の名称	静岡市福祉事務所高齢介護課(清水区)
1	電話/対応日時	054-354-2110 平日のみ 8:30~17:15

#### (サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	有老協 有料老人ホーム賠償責任保険制度 加入	
介護サービスの提供により賠償すべき 事故が発生したときの対応	事故対応マニュアルに基づく	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

#### (利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、	意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	<del>1あり</del>	2なし
第三者による評価の実施	<b>医</b> 状況	<del>1あり</del>	2なし

# 9. 入居希望者への事前の情報開示

重要事項説明書	入居希望者に交付	事業収支計画書	公開していない
入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	公開していない

# 10. その他

運営懇談会	1あり (開催頻度) 年 4 回 <del>2 なし</del>
提携ホームへの移行	<del>1 あり:追加的費用あり</del> <del>2 あり:追加的費用なし</del> 3 なし
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	1あり <del>2なし 3サービス付き高齢者向け</del> <del>住宅の登録を行っているため、高齢者の居</del> <del>住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要</del>
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第 1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の 登録	<del>1あり</del> 2なし
有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び 構造設備」に合致しない事項	<del>1あり</del> 2なし
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	<del>1あり</del> 2なし

#### 添付書類

別添 1 (個別選択による介護サービス一覧表) 別添 2 (別に実施する介護サービス一覧表)

個別	A	A 特定施設入居者生活介護(介護保険)で、実施するサービス (別途費用は掛かりません)							
	ービス等の一覧表		В	管理費等で実施するサービス (別途費用は掛かりません)					
	自立 (1/2)			С	別途利用料を徴収した上で、実施するサービス (サービス毎に別途費用が掛かります) 備考 (▲消費税対象外 ◆消費税込)				
	食事介助	×	×	×					
	排泄介助・おむつ交換	X	×	×					
	おむつ代	×	×	0	おむつ 154 円/枚 パット 51 円/枚 ▲				
介	入浴(一般浴)介助・清 拭	×	0	×					
介護サー	特浴介助	×	×	×					
リービス	身辺介助(移動・着替え 等)	×	×	×					
ス	機能訓練	×	0	×	週2回マシン等使用				
	通院介助 (協力医療機関)	×	0	×	交通費・駐車代等が別途かかります。 2 時間を超える場合は 817 円/30 分がかかります。 ◆				
	通院介助 (協力医療機関以外)	×	×	0	旧清水市内 817 円/30 分、以外の地域 1635 円/30 分 ◆				
	居室清掃	×	0	×	週2回(汚染時随時)				
	リネン交換	×	0	×	週1回(汚染時随時)				
	日常の洗濯	×	0	×	汚染時及び入浴時				
	居室配膳・下膳	×	0	×	感染防止等で、ホームが食事場所以外での喫食をお 願いする場合				
		×	×	0	自己都合により、上記食事場所以外での喫食を希望 される場合 105 円/食◆				
生生	入居者の嗜好に応じた特別 な食事		×	0	ご予算・ご希望等をご相談ください				
生活サー	おやつ	×	×	X					
ビス	理美容師による理美容サービス	×	×	0	理美容師の訪問があり実費				
ス		×	0	×	買物代行依頼について期日・購入先の指定が無い場 合				
	買い物代行 (通常の利用区域)	×	×	0	旧清水市内 817 円/30 分、以外の地域 1635 円/30 分 ◆ 専門家へ依頼・通信費、駐車場代、交通費等、特別 な料金実費。				
	買い物代行 (上記以外の区域)	×	×	0	旧清水市内 817 円/30 分、以外の地域 1635 円/30 分 ◆ 専門家へ依頼・通信費、駐車場代、交通費等、特別な料金実費。				

個別選択による介護サ ービス等の一覧表			特定施設入居者生活介護(介護保険)で、実施するサービス (別途費用は掛かりません) 管理費等で実施するサービス (別途費用は掛かりません)					
	自立 (2/2)			C	別途員用は預がりません) 別途利用料を徴収した上で、実施するサービス (サービス毎に別途費用が掛かります) 備考 (▲消費税対象外 ◆消費税込)			
		×	0	×	介護認定更新申請の場合			
生活サー	役所手続き代行	×	×	0	旧清水市内 817 円/30 分、以外の地域 1635 円/30 分 ◆ 専門家へ依頼・通信費、駐車場代、交通費等、特別な料金実費。			
	金銭・貯金管理	×	×	0	現金を預け出納管理を依頼する場合は 524 円/月◆			
ス	散歩・外出等の付添	×	×	0	付添の依頼により旧清水市内 817 円/30 分、以外の 地域 1635 円/30 分◆ 交通費・駐車場代等、特別な料金実費。			
健	定期健康診断	×	×	$\circ$	年2回 実費			
康管	健康相談	×	0	×	随時			
理	生活指導・栄養指導		0	×	随時			
サート	服薬支援	×	×	×				
ビス	生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	×	0	×	毎日			
入	移送サービス	×	×	×	介護タクシー等を手配します			
	入退院時の同行 (協力医療機関)	×	0	×	駐車場代等は実費がかかります			
時・	入退院時の同行 (協力医療機関以外)	×	×	0	旧清水市内 817 円/30 分、以外の地域 1635 円/30 分 (駐車場代等別)◆			
入院	1 贮山の洪湿肺な物・胃	×	0	×	週1回まで(駐車場代等別)			
中の	入院中の洗濯物交換・買い物	×	×	0	週2回以上は旧清水市内817円/30分、以外の地域 1635円/30分 (駐車場代等別)◆			
サ		×	0	×	週1回まで(駐車場代等別)			
ビス	入院中の見舞い訪問		×	0	週1回管理費に含む、2回目以降旧清水市内 817円 /30分、以外の地域 1635円/30分(駐車場代等別) ◆			

A:特定施設入居者生活介護(介護保険)で、実施するサービス:別 個別選択による介護 途費用は掛かりません サービス等の一覧表 B:管理費等で実施するサービス:別途費用は掛かりません C:別途利用料を徴収した上で、実施するサービス:サービ 要支援1~ ス毎に別途費用が掛かります 要介護5 備考 (▲消費税対象外 ◆消費税込) 食事介助 必要に応じ実施  $\bigcirc$  $\times$ 排泄介助・おむつ交  $\bigcirc$  $\times$ 必要に応じ実施 換 おむつ 154 円/枚 パット 51 円/枚 ▲ おむつ代 X  $\times$ X  $\bigcirc$ 週2回までの入浴等介助 入浴(一般浴)介 週3回以上は1635円/回(準備と清掃を含めて1時 助・清拭 介護サービス X X  $\bigcirc$ 間以内)◆ 特浴介助  $\bigcirc$ X 必要に応じ実施 身辺介助(移動・着  $\bigcirc$ X  $\times$ 必要に応じ実施 替え等) 機能訓練 X 週2回マシン等使用  $\bigcirc$ X 通院介助 交通費及び駐車代が別途かかります。また院内介助が  $\bigcirc$ X  $\bigcirc$ 2 時間を超える場合は 817 円/30 分がかかります。◆ (協力医療機関) 通院介助 旧清水市内 817 円/30 分、以外の地域 1635 円/30 分◆ X X (協力医療機関以外) X 週2回  $\times$ 居室清掃 X  $\bigcirc$ 汚染時随時  $\bigcirc$ X 週1回 リネン交換 X  $\bigcirc$ 汚染時随時 生活サービス 日常の洗濯  $\bigcirc$ X 汚染時及び入浴時 感染防止等で、ホームが食事場所以外での喫食をお  $\bigcirc$ X 願いする場合 居室配膳・下膳 自己都合により、上記食事場所以外での喫食を希望 X  $\times$  $\bigcirc$ される場合 105 円/食◆ 入居者の嗜好に応じ ご予算・ご希望等をご相談ください X  $\times$ た特別な食事 X おやつ X 理美容師による理美 X 理美容師の訪問があり実費 X 容サービス

個別選択による介護			A:特定施設入居者生活介護(介護保険)で、実施するサービス:別 途費用は掛かりません							
サー	ービス等の一覧表		B:管理費等で実施するサービス:別途費用は掛かりません							
		C:別途利用料を徴収した上で、実施するサービス毎に別途費用が掛かります								
	要介護 5				備考 (▲消費税対象外 ◆消費税込)					
	W . 16/10/-	0	×	×	期日・購入先の指定が無い場合					
	買い物代行   (通常の利用区域)	×	×	0	旧清水市内 817 円/30 分、以外の地域 1635 円/30 分 専門家へ依頼・通信費、駐車場代、交通費等、特別な 料金実費。◆					
生活サ	買い物代行 (上記以外の区域)	×	×	0	旧清水市内 817 円/30 分、以外の地域 1635 円/30 分 専門家へ依頼・通信費、駐車場代、交通費等、特別な 料金実費。◆					
サ   1		0	×	×	介護認定更新申請の場合					
ビス	役所手続き代行	×	×	0	旧清水市内 817 円/30 分、以外の地域 1635 円/30 分 専門家へ依頼・通信費、駐車場代、交通費等、特別な 料金実費。◆					
	金銭・貯金管理	×	×	0	現金を預け出納管理を依頼する場合は 524 円/月◆					
	散歩・外出等の付添	×	×	0	付添の依頼により旧清水市内 817 円/30 分、以外の地域 1635 円/30 分◆ 交通費・駐車場代等、特別な料金実費。					
健	定期健康診断	×	×	0	年2回 実費					
健康管	健康相談		×	×	随時					
理理	生活指導・栄養指導	0	0	×	随時					
サービ	服薬支援	0	×	×	必要に応じ実施					
Z	生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	0	×	×	毎日					
	移送サービス	×	×	×	介護タクシー等を手配します					
入退院時	入退院時の同行 (協力医療機関)	0	×	×	駐車場代等は実費がかかります					
時	入退院時の同行 (協力医療機関以外)	×	×	0	旧清水市内 817 円/30 分、以外の地域 1635 円/30 分 (駐車場代等別)◆					
入院	入院中の洗濯物交換・	×	0	×	週1回まで(駐車場代等別)					
中の	買い物	×	×	0	週2回以上は旧清水市内817円/30分、以外の地域 1635円/30分(駐車場代等別)◆					
サービ		×	0	×	週1回まで(駐車場代等別)					
ビス	入院中の見舞い訪問		×	0	週1回管理費に含む、2回目以降旧清水市内817円/30分、以外の地域1635円/30分(駐車場代等別) ◆					

# 日和館が静岡市内で実施する他の介護サービス(別に実施する介護サービス一覧表)

介護サービスの種類				事業式の存む		
711271			=======================================	事業所の名称	所 在	
居宅サービス				0		
訪問介護	あり		ホームへ)	い。庵原屋日和館	静岡市清水区江尻	L町 4 番 41 号
訪問入浴介護	なし					
訪問看護	なし					
訪問リハビリテーション	なし					
居宅療養管理指導	なし					
通所介護	なし					
通所リハビリテーション	なし					
短期入所生活介護	なし					
短期入所療養介護	なし					
特定施設入居者生活介護	あり	介護付き	有料	老人ホーム庵原屋日和館	静岡市清水区江尻	配町4番41号
福祉用具貸与	なし					
特定福祉用具販売	なし					
地域密着型サービス						
定期巡回・随時訪問介護権	 <b>旨</b> 護			なし		
夜間対応型訪問介護	- 112			なし		
認知症対応型通所介護				なし		
小規模多機能型居宅介護				なし		
認知症対応型共同生活介記	 隹			なし		
地域密着型特定施設入居		 ·菲		なし		
地域密着型介護老人福祉放			>蕃	なし		
看護小規模多機能型居宅分		14 工作 / 1	一吃	なし		
	一段			40		<b>司际 4 环 41</b>
居宅介護支援	あ	り	ケアマ	ネジメント庵原屋日和館	静岡市清水区江原 号	九町 4 侖 41
居宅介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護		なし				
介護予防訪問看護		なし				
介護予防訪問リハビリテ-	ーション	なし				
介護予防居宅療養管理指導	 美	なし				
介護予防通所リハビリテ-	ーション	なし				
介護予防短期入所生活介記	 隻	なし				
介護予防短期入所療養介語	售	なし				
介護予防特定施設入居者生活介護		あり	ĵ	ト護付き有料老人ホーム 庵原屋日和館	静岡市清水区江原号	<b>元町4番41</b>
介護予防福祉用具貸与		なし				
特定介護予防福祉用具販売	 E	なし				
地域密着型介護予防サービス		, 3. 3	!		!	
介護予防認知症対応型通用			なし			
介護予防小規模多機能型局	1	<u> </u>	なし			
介護予防認知症対応型共同		-	なし			
	小工伯儿	1支				
介護予防支援			なし	<u>'                                     </u>		
介護保険施設						
介護老人福祉施設			なし			
介護老人保健施設			なし			
介護療養型医療施設			なし			
介護医療院			なし	,		

# 重度化対応指針及びリスク説明書

当施設ではご入居者が快適に生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、ご入居者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことについてご理解をお願いします。

#### 高齢者の特徴に関して

- 当施設では、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能 性があります。
- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離(ひょうひはくり)ができやすい 状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく軽度の打撲あっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤 飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患等により、急変・急死される場合も あります。
- ◆ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設職員の判断で緊急に病院へ搬送を 行うことがあります。

このことは、施設以外の場所でも起こりうることですので、外出・外泊時など、 十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

- 常に介護職員がご入居者に1対1で対応している訳では無く、ご入居者がそれ ぞれの居室で生活を送っている為、職員が居室を訪問した時にはすでに転倒し ていたといった事故の発生もあります。(日中は各フロア1名以上、夜間は全 館で2名以上の職員が常駐しています。)
- このようなリスクにより、要介護度の悪化や医療に対する依存度が高まる場合があります。医療行為とされている支援について、基本的には当施設介護職員が行えない行為もあります。そのような支援が必要となった場合は、ご入居者及びご家族と共に、後の支援についてご相談させていただきたいと考えています。
- 終末期の対応について、ご希望される方に精神面でのケアを中心としたターミナルケアを行っています。ご入居者の容態が悪くなったときに、ご自身がこうしてほしいというご意見やご要望に対して、倫理的に問題の無い限りにおいて、できるだけ反映させていただきたいと考えております。

#### 以上、入居契約等の締結を前提に、 この重要事項説明書、重度化対応指針及びリスク説明書の 説明を受けたことを証するため、下記に署名する。

説明年		年	Ē	月	日	
ご入居者	音署名	İ				
代筆者		名				
1\半有		係				
説明者	職	名				
<b></b>	署	名				

附則 2006年7月1日施行 2023年12月1日改定

